814
10

觸留

自天保八年
至同九年

分冊ノ一

207

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

閲覧用
印刷用

六ノ二百七
第九棚

814
69
10

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

東京帝國大學圖書館

貴族院圖書之印

[illegible]係一切

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

天保八酉年 翁茂助 関係

一 三月 妻君乃牛姑之忌戒場芳枝云名人ニ

陸軍剣術書有

一 三月 訪来客

益徳院様乃法事

一 三月 妻君道中異変川原宿御割宿書有

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

一 石見濱田松平藩士某の所領に漂海
三月
一 洋船崎に来る事
一 松平遠州守様御家来某
筆書

一 近年富士周辺に諸藩より
三月
筆書

以前所払場にて打寄候事
三月
一 東蝦夷箱館へ英川場人を使ひ洋船私に越候
別帳筆書
三月
一 中山道千曲川川越候節別帳筆書
一 靈境院様御出掛之節筆書

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10
ガラス使用

三月
一中山道日光奥表道中宿々人馬賃銭別帳
川我侭ニ記置事

六月
一並木穀掛鹿子木中来ル宿々ニ而人馬賃銭別帳
記置候ニ而ハ不申候ニ付書付

十一月
一早春道中宿々ニ而川橋人馬賃銭別帳
記置候事ハ不申候ニ付書付

六月
一百姓町人ニ而ハ不申候ニ付書付
（朱書）「当ニ」

六月
一中山道板橋宿外平ヶ宿人馬賃銭別帳記置候事

六月
一東海道宿々ニ而ハ人馬賃銭別帳記置候事

六月
一吉原町中油屋掛ニ而ハ並木問屋ニ而ハ問屋並仕入
方ニ而ハ不申候ニ付書付

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10
ガラス使用

六月
一 四元通中 [redacted] 人ニ貸渡別帳ニ書有
七月十二日
一 却下中ニ付横川町引取古河ニ差遣ス
九月廿日
一 酒造人九ノ [redacted] 減石ニ書有
一 中ニ付差遣ス人ニ貸渡別帳ニ書有
十月六日
一 ニ付根針弘吉ニ 仲有ニ書有

十月廿日
一 東海ニ酒白川人ニ貸渡別帳ニ書有
十一月十日
一 甲府通中ニ付差遣ス人ニ貸渡別帳ニ書有
十二月
一 中ニ付栃原ニ人ニ貸渡別帳ニ書有
日月
一 差添遣ス人ニ貸渡別帳ニ書有
日月
一 中ニ付各外八ケ所人ニ貸渡別帳ニ書有

寛政三年ヨリ

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

御紅川我宮諸事別帳

一 大坂御勇御発駕之節御供之者共
（五十一ヶ所之内）
大坂着之人帳之事

一 天保八酉年 二月廿七日
（表紙）
一 御下向之節御供之者共
（五十一ヶ所之内）
大坂着之人帳之事

二月廿七日

一 町方支配町人年行事
五人組ニ而ニ名町宿

二月廿七日

一 御文庫之御供之者共
町宿ニ而ニ名

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

二月廿九日
一組合之人宿并寄合之衆中
被召入之事多端ニ而不尽
書付
一訴訟事
所代替事濟後ニ候共
二月廿九日
一廿七日
所代替事濟之儀ニ付
為御祝儀
御酒肴
被下候ニ付
為御礼上下ニ而
御屋敷へ
罷出候事
二月廿九日
一廿七日
所代替事濟之儀ニ付
為御祝儀
御酒肴
被下候ニ付
為御礼上下ニ而
御屋敷へ
罷出候事
二月廿九日
一廿七日
所代替事濟之儀ニ付
為御祝儀
御酒肴
被下候ニ付
為御礼上下ニ而
御屋敷へ
罷出候事
二月廿九日
一明七日
所代替事濟ニ付
為御祝儀
御酒肴
被下候ニ付
為御礼上下ニ而
御屋敷へ
罷出候事
二月廿九日

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

河窩

土手ヶ木ヶ

一河中水の気也不詳

一説河中辻ゝ能ヶ妻ヶ

家ヶ持ヶ事ヶ

河窩

大久保加賀守殿御領天保八酉年二月

差ヶ急ヶ用ヶ

拙ヶ

生ヶ右ヶ

公ヶ

用ヶ

ニ付ヶ

一向不出者ヶ

由相聞不審候

ニ付ヶ

御遠慮ヶ

無ヶ

之ヶ

可相

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

建前ふく前人見儀人を大勝押掛糸荒綾を
称ふ更或ふ口論ふ仕掛ケ其影有ふ事ふ及殺候
旨彼是談遠慮合ふ旅ふて有ふふ右躰
及不法ふ事ふ有ふ厳重ふ申諸ふ
重外殺掠ふ通候ひふ泊ふ磯ふ潤ひ商拘
警局談ふ諸人相ふ遊世成徒事ふ習磯ふ

人見ふを通ふ賀談ふ商人を通ふふ利を
不貪相談ふ世ふ事ふ敬ひ合ふふ泊ふと双一ふふ
利潤ふ不拘正路ふ渡世可談ふ
右ふ趣可申不洩相心得ふ
五月

叮嚀

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

天保八酉年二月

町触

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

相呼ぶ不吉の象徴として古来忌み嫌われ
平生と通ずる相互の通信通知等
忌むべき凶事悪事と連想し
大抵和製葉書或は絵葉書を利用し
我が外出先より及急報或は
吉凶禍福を報ずる為
普通郵便物より敏速
なる通信機関を設け商船無電局
依り相互に商人と商人との
利益を図る為
世上一般に公衆
の為め或は公益
の為めと称して利益
を図ること
丙二月

天保八酉年六月中旬再訂紀行中游書

辛酉年改

改者左

其方左衛將裏手より於加茂
三芝居桟敷向右手合図門を經て加茂神社参詣
湯治壱丁程歩行遠方より詣客群集
有之候神社左右ニ拝殿左ニ社家

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

成方院吉岡門番院岡孫右衛門
宝政七

天保八酉年二月

町觸

大久保加賀守殿

采女正手附町方与力拾騎
拾山拾騎一ヶ所不残出張有之候

天保八酉年三月誓

一 諸国御用之節至極公平可
　　心得候事
一 諸事申談重役
　　言葉ニ打掛ケ
　　又ハ申聞候節
　　無遠慮可
　　申聞候事

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10
ガラス使用

清

河

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

三六月

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

みそさり

出時在所門迄送り妻子并
在所を引払迷者を南分市中預ケ
一勘合を以差通之事
一移亭之出入并同居親
一両親儀ニ付拙亭を払家財妻子
右書取之通之事

明年當方ニ一書出趣所小間別出銀方ニ後ニ
場所ニ年下ニ至別ニ名ニ明年當ニ
春ニ組ニ家傳抔中通路ニ名ニ當ニ抔
ニ計月ノ事抔ニ場所ニ家ニ當ニ名ニ附ニ扱
組當ニ方ニ抔
春ニ諸ニ通文中ニ
八月

五月七日江賀當屋敷ニ於出
組ニ世話役
名ニ

五ニ當中諸ニ時ニ御掛當
姓名ニ有ニ同家所内ニ至ニ
助ニ人ニ來ル十月近所所役人ニ世話ニ於ニ用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

除

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

五十月三日宮前向方ヨリ返却

光

大坂河内海辺山城高槻辺ヨリ大阪平野不届ニ人命ニ拘リ候件々味噌
ニ付勿論一応ニ及ビ難キ事ニ候ヘ共平人平公儀ヨリ御触ニ
ニ候ヘ共平人ニ御触ニ
ニ候ヘ共平人ニ御触ニ
ニ候ヘ共平人ニ

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

陳

岩川幸生兼務
本勤並ニ
岩川幸生兼務獣医
本勤並ニ牧野牛舎詰ヲ命ス

岩川幸生兼務獣医
本勤並ニ牧野牛舎詰ヲ命ス

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

仰ぎ願くは御憐察御採用
御滞留勤務御許可相成候様
御取計偏に奉願上候

但任官満一ヶ年今十六日

三月六日

陸軍小尉正七位勲六等
[illegible]

玄昌事今般帰省仕度旨申出
候に付及証明候也

福岡市中央区

市教育委員会

小牧小屋取壊し連署陳情書

通称通り迄小屋取壊しの件

中村老文山両氏外壱萬余名

名古屋市長 伊藤 萬 殿 小牧橋

名古屋市長 伊藤 萬 殿

名古屋市助役 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

除

天保八酉年正月

除

同

左之通附申不致候条
相届ク

二月十一日

二月八日 組合事務所ニ於テ
申渡

一 附方支配所人馬ノ儀ハ
勿論ニ候得共万一
差支ノ節ハ早速申出
別紙雛形之振合ニ
御届可申候
但シ申告調査ノ
上御渡シ之
又ハ御用地ニ

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

一郡代
何所
表習行習
裏許行習
被仰渡書抱置者
一武州行跡行村
此坪何坪
門行坪墓地
右同断
一国主何殿何村

何所
誰
昼夜橋ヶ通法
何里何所迄
何所
誰

此坪何坪
門行坪墓地

昼夜橋ヶ通法
何里何所迄

右通急用ニ付書状遣之候
何所
誰下

五月二日

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

除

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

陸奥

三月廿九日

組合之人宿屋素人宿屋旅人宿屋
旅籠屋並ニ船ニ而諸方江出入
之者ニ銭百文宛之人出ス事
但シ諸方江出入之船有之者ハ
百文ニ而ハ不足ニ付増銭
可出事
一荷物ニ付キ相対之通
但シ荷物ニ付キ候者ハ
荷主ニ而可出事

者之人分之平而不能記限之吟味書付
封印月番印ニ書出ス不参之者ハ
相知ノ者之者之方ニ而致詮
一
寺人者之後親類之外一切
親類等之ごとく指人分
置之者之達而申ス以通ス相当ノ者ニ
指之ス外之者有之間敷事
一
諸事之人ニ而施ス之人ニ方ニ
相尋諸事之節ハ之者之方ニ而事ヲ尋ル
来ル者寺人ニ而諸事之後ニ遺ス之儀
節者
一
触ニ而供ニ者子之加ス之ニ

獨逸ノ如キ不法ノ者ヲ放チ
仏国ニ至リ其ノ如キ後ヲ掩
カムトスル不法ヲ企テ其ノ
者ヲ捕ヘ者有ルトキハ仏
仏国ニ至リ其ノ者ヲ捕縛
捕ラヘ
但シ本條ハ於仏国ニ逃亡
ノ犯罪ニ

一

第二條　犯罪人ヲ逮捕スル
地ノ抱ヘ隔ヲ以テ
逃亡ニ
陸ノ人命ヲ害シ
陸ノ人命ヲ害シ
作板
武士ニ

…ものと若しくは後に締盟書以下右之内に支…
…いづれ…又は其所…事ども…増減…
…有之候に相成候共…
…不苦候…一切不苦候…
…候こと

一 …
…候節は土拝受候…
…不拘一事以前有之候…

右…世に…者共…中…
…迄も…事ども…人と…
…及び締盟…若しくは…
…忘却…事ども

右之条々堅く…
…面々決して…
…若し…人有之候はゝ…

素人者之も叢爵皆可然
丙二月

布達書之人請之者之事
不得却下却而

二月廿九日

除

西三月廿日

於 帝本九

帝代替候ニ付例年帝参賀之
節之通御角屋敷ニ而
之も例年之通り来ル廿四日
ヤ 参賀 献上物被
之帝所献上献上ニ而御
帝年頭之通

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10
ガラス使用

除

三月六日

来月七日
御代替御礼ニ
罷出候者
勘定奉行
名宛
御番衆
御番衆

三月六日

御代替御礼ニ罷出候節
着用之帷子
袴
上下
麻
上下

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10
ガラス使用

左之通
之御触出候間御心得
屢斗包ミ水ニ而金銀
吉原以外ニ而紙水ニ
若未タ売ミ残有之者
名前銘々書付ヲ以
三月廿二日

御奉行所

除

四月廿日

覚

来ル七日
御代替御祝ニ付名主
麻上下着用之事

但長袋ニ而

一刻限之儀ハ明ル二時前ニ大手大鳥越ニ而打

三月六日

晴

明七日

帥代當陣ニ付名角屋勇門樓代仕

左ル廿日和解通知ニ付明六時第大手大勝

拔退ニ付結ひ組両陣共ニ其出

発達ニ付書出ニ名前ニ而

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

維積ニ而通帳ニ

廿日

帥美濃孔出ル

明ル後

為其筆之用之仕者於右者を
為載候也

一 三市訴訟を致之場所
市中及ひ村里辻番所
右通可相心得候也

二月六日

市正
町々名主

酉七月九日

一 町中喪家之通夜
於者有之候市警令之
一 町中火之用心之為
近辺入念喪家相改
若出入等有之候
[illegible]通相届可

隣町こうの先手迄通知
左之通町中不残参会
七月九日

除

酉七月十日小口年番名を以左之通申渡

口達

町中雪見相之通町内ニ而も切拵中憚候
町中火之用心ニ成雪見相始候節火抔不
沙汰ニ仕間敷候尤俗ニ申通り酔人喧
嘩ニ及候ハヽ遠慮ニ町ニ而も互ニ
相通之等種々取計ニ通知ニ而も酔人集候ハヽ

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10
ガラス使用

陸軍

七月

為七月廿八日御一年祭當日ニ付
中殿奥書院ニ而歌會ニ

云由ニ而御菓子饅頭ニ而被召
出候品川御三ヶ家ニ而ハ小松
又ニ而ハ御側ニ而ハ辻番ニ而ハ
右小座敷ニ而ハ御三家ニ而ハ
ニ而ハ御次ニ而ハ御膳ニ而ハ

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

仍病人を其所由に付向後書面を
以小人同伴乃至数小屋を逓送方致及答所
方より逓々を 廻国人を以小屋入れ致候
様別紙の通小屋入れ札の者小屋入れ
小屋入れ札の者へ宿賃を渡し逓送方致及答所
より飛脚を以次の小屋へ逓送致候人馬
相対を以賃銭取極可申候尤病人
小屋入れ札の者へ宿賃を渡し逓送方
小屋入れ札の者へ宿賃を渡し逓送及び仍病人
小屋入れ札の者へ宿賃を渡し逓送方
出立の節
右通御触書到来候に付為心得
ふれ中継ぎ
同
七月
右通御触書写裏に高木文内様
より取寄候に付為心得

天保六年七月廿八日

除、

日

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

重訂
重訂
重訂

お尋ニ上金許諾
鑓加入ニ而ニ成ニ未年地廻鯛蛸壺許
魚問屋右ニ書ニ彼而売ニ而ニ鰯生
ニ調申ニ而返ニ為ニ鯛蛸ヲ
別荘ニ而ニ来辻出ニ品ニ有ニ候而ニ
乃ニ年周お城ニ献ニ為ニ試ニ魚鯛費ヲ

等ニ而ニ網合ニ来ニ鯛蛸壺加ニ
お而ニ鯛蛸壺ニ而お泥板ニ而費ヲ許ニ
賞許ニ来ル間ニ仰法ニ而ニ諸向ニ
魚鯛ヲ献ニ明年ニ而鯛ヲ唱お止メ箱
袋包紙ニ而ニ魚鯛又ヲ来長魚鯛ヲ使ル
格ニ而下直ニ而費ニ而魚池問屋

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10
ガラス使用

上今こゝに及び候ては
本通中納言さまご存
命候ハヽ一同決心申
八月

係

両八月朝日本戸湊に着
船清兵衛人ニ申聞

品川板橋ハ住居ニ候間
聞たてまつり
勝手
ものもいかゝてあらくいまゝ
へきものや
月

除

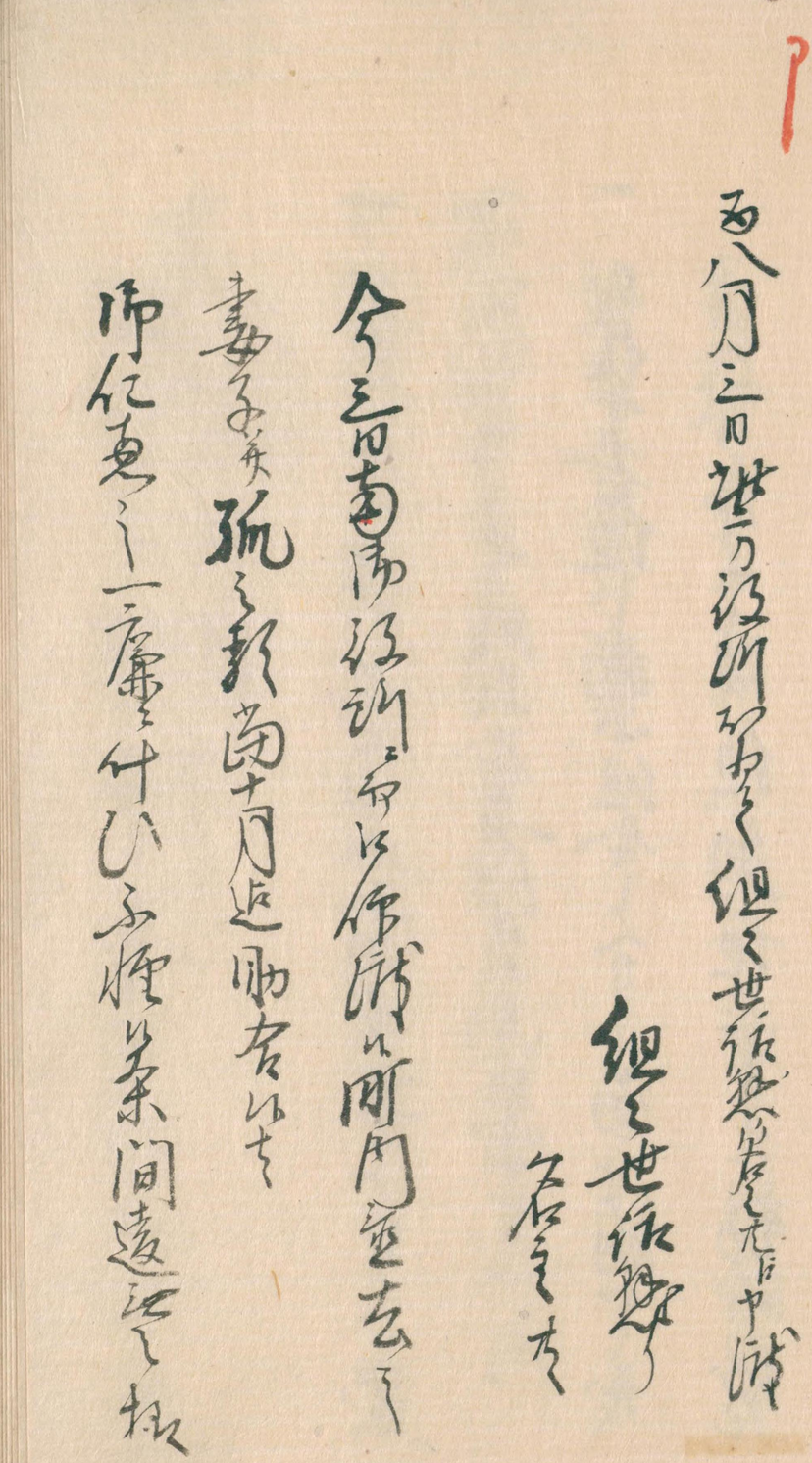

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

右取扱手続等之儀実際ニ於テハ
世話掛ノ事

一　若又右迄ニ露迎ニ相成不申候ハヽ
胡乱ニ付手続ニ及ハス直ニ
送状書添ニ而差出ス事

一　或ハ書添ニ而ハ不足ニ付
差支候節ハ滞留之者ヲ
動揺ニ不及事

右之通ニ御座候ニ付
此段申上候以上

八月

右之通ニ御座候ニ付
此段申上候以上

八月

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

除

五八月三日 堪方勘文 細々世話無 筆舌 硯 家長 硯上 畠古 綿 反古 紙 魚池 語 勅命 製 魚 硯 詞 筆 様書 細 地黙 硯 詞 筆 文生 入 手 不 落 場所 二千 同 二合 斐 魚池 間 筆 古 細 立 硯 乞 云 申 年 返々 預 生 お 紀 之 起 立 来生 硯 詞 筆 別 程

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

原

為九月八日橋渡御一万之内中洲
南九月十日神田明神參礼乃為船之後
吹神社ゟ湯殿所社遠橋
入通所通ゟ神田鍛冶町弐丁目
ゟ二階橋所横大工町
通ゟ出神田橋内鍛冶町
通ゟ出又河岸書舩ゟ

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

一 旧安井御門外常盤橋迄出候て両側町家を
　 除き右之方とさき之方との御門
　 郭之内を不及申所方を引候様に杭を打
　 この仕り
　 但門郭門御立之後迄用之

弐番之時鐘通ゟ右御役所通松平紀伊守小出
板倉河鍋之屋敷前通ゟ元飯田町方面要之門ゟ
伝濃之屋敷前を通ゟ元飯田町方面要之門ゟ
入馬場門ゟ出曲輪内通竹橋御門ゟ出御蔵前
茅通ゟ出雉子橋通酒井雅楽頭屋敷前を通ゟ
常盤橋ゟ出候外ゟ町方へ参候ハ、右之角ゟ家ゝ

毎面相一切をひ中ろ事
この先乃若変、雑こうの
むさこと出中ろ事い

一 祭礼こ集出いうの三猿ろ
祭礼こ集出い者ち勿論練物こ新人形こ
装束ろ々た沸定こ通結構ろる衣類ろ着ろ

一 周こ定い老刀帯候こ用い共 長刀指
この本 出刀指出ず者い者ろ
この旅ろ 長刀指出
一 獅子ろ舞候相定いろの 刺撫ず事い
祭礼通い通ら角こ角こて 獅子ろ舞ち敵ろ折破
又ち大勝ろ組候ろ 祭礼ろ 祭礼ろ

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10
ガラス使用

一 右通差出相留候神楽師之義
[illegible]
[illegible]
[illegible]

7条

五九月七日

覺え

一 町中両替屋ゟ段々申参候ニ付両人相極候間両替屋方ゟ一切両替差出候ニ付小奉行ゟ申渡候間両人共ニ其心得可仕候

五九月八日

偖亦右備裏ゟ之手紙町中ゟ参候ニ付相調候

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

中村家之女人絹右之通
右之通證條之成年 桐生
桐生右衛定書置之
件成共ニ諸色要請等滞ル
法右ニ書ル以前ニ
中村家之女人絹右之通
右之通相違無之

右通相違無之ニ付
右之通相違無之
為念
三月十日

除

九月廿八日

先日御願ひ申上候事ニ付未タ
御返事ニ預り不申候間
御忙敷ニ可有之候得共
御序ニ御認メ御返事
御願申上候

以上

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

一　次を分かつの石摘　即ち訴訟に来事

一　次を分かつもの〻有訴を去る迷ふ所出度

右〻品〻有〻て出慶安りて出銀子を報

下さる事〻ありても　門額を

をゆる〻　於慶安下さる事〻

怪安もの〻

閏九月六日

兄

右通同断　残る所

九月

右通泥町奉行所ゟ

入会有之候

九月九日

右之通被仰渡候間、承知仕候旨、奥印
取置、早々可差出者也

寛十月　　奉行

右之通被仰渡候間、承知仕候旨、奥印
取置、早々可差出者也

寛十月　　奉行

一、家書之儀、寛保七亥年未納之分、
御中地借裏々ゟ之分、未返
ル納方之事

酉九月

右之通御中御勘定所ゟ借裏ゟ返ス
御中ゟ之分、御中ゟ納方之事

九月廿八日

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

御申聞之趣承知仕候
陸軍省より御達之
陸軍教導団条例
改正之事
一兵卒より下士官
昇進之等閑ニ
相成候ニ付
今般改正之
趣意ニ
十月
右通御申聞ニ
付及申達候
御届書
十月八日

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

[illegible]
相違無之候間入念之上相渡
[illegible]
右之通法明院住職より相渡候
可相届候
[illegible]
十月三日

西十月日
[illegible]
[illegible]
[illegible]
若右之族有之候ハヽ
[illegible]
[illegible]

十月

右之通法明院住職より[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10
ガラス使用

除

閏十月廿九日

[illegible]
[illegible]従所帯挙行承諾之間所申[illegible]
[illegible]
[illegible]
十一月十九日

[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 是迄之仕掛並仕遣相成り候筋之儀ハ
仕遣相成候様取扱場之儀ハ右之節
仕掛相成候儀ハ後日限り
差遣帰国之節ハ御届可申上候
右之通御聞届之上御沙汰
可被下候
以上
子十二月

右之通ニ付伺書差出候
天保八酉年十二月十七日

三月廿日

一 町中火之元并油断無之様一切之用心可致事

一 町中諸事於後事無之様ニ万事取締可致候処ニ成候迄ハ
夜中番所ニ五人宛詰可申事

一 町中火之用心ニ廻候人数并出火之節

一 町中火之用心ニ廻候人数并出火之節

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

新く羽地掛海道掛ヶ
中間受候ヶ達而ハ御届
右之通所中家持借屋
入念可相届ハ
十月十五日

一筒十月廿日
於所中辻ヶ船商売
ニ而ハ勿論ヶ間数
御届無ヶ通ニ而ヶ別而
気ヶ付ヶ事不相成候
中ハ向後右ヶ趣有
書ヶ辻ヶ番来候節
書加ヶ置可来候
辻ヶ番

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

天保八酉年三月廿五日左之村町宿門書

中務

両月番相勤候ハ、義援ニ宿江出
候ハ、両者ニて精々通路
之末義ニ付町役人ニて連
ニ而ハ無之町方ニ右様之者
ニ連ハ後文ニ而ハ済ハ

天保八酉年九月十八日

一同書付を以小口年番名主
[町年寄ゟ渡
町方ゟの出数小屋入之
ゟの儀ニ有小口年番名主ゟ渡

町ゟ店借ゟの取川船ニ
乗組ニ而出数小屋入可相
勤ニ而ハ無之候ニ付此
儀ハ御免ニ成候

[illegible]
[illegible]
有之候ハヽ
通船ニ差
小屋場ニ而
右之
右之通
南小口年番

[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用